

## 官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業 協働団体の募集

市民と行政との協働により、官庁街通りの花壇の維持管理を行う「十和田市官庁街通り花壇維持管理パートナーシップ事業」を実施します。

**対象** 次の要件を全て満たす市民活動団体など▶宿根草の植栽、育成、維持管理などの経験や実績があること▶構成員が5人以上であること▶組織や運営に関する規則、会則などがあること▶主たる活動地域が市内であること

**活動内容** 宿根草などの補植、移植、株分け、生育状況の確認、除草、切り戻し、花がら摘み、施肥など

**申し込み方法(★)** 申込書に必要事項を記入の上、申し込みください。

**申込期限** 4月11日(金)

**申問** 都市整備建築課

☎ 0176-51-6737 FAX 0176-22-9599

メール toshiken@city.towada.lg.jp

## 商品開発事業者を支援します！

十和田市産の農林水産物を活用した新しい商品づくりを支援するため、「とわだの逸品開発事業」を実施します。

**対象** 市内に住所または事業所などを有し、商品の製造・販売を行う個人・法人・団体

**対象商品** 十和田市産の農林水産物を活用した加工食品などで、本年度中に完成が見込まれる商品

**支援内容** ▶商品開発・改良の試作費などへの補助(補助額は対象経費の2分の1以内、上限40万円)▶商品お披露目会への出展

**申し込み方法(★)** 申込用紙に必要事項を記入の上、申し込みください。

**申込期間** 4月14日(月)～5月30日(金)

※申し込み内容について審査を行い可否を決定します。詳しくは、お問い合わせください。

**申問** とわだ産品販売戦略課

☎ 0176-51-6743

## 市民ふれあい農園使用者募集

土と触れ合い、収穫の喜びを味わってみませんか。

**開園時期** 4月下旬～11月上旬

**ところ** ▶東地区(東十二番町25-13)▶西地区(三本木字西金崎472-1、473-1)

※各地区40区画(1区画約50㎡)

**対象** 市内に住所を有し、農業を営んでいない世帯(1世帯1区画)

**申し込み方法(★)** 申請書、またははがきに住所、氏名、年齢、職業、電話番号、希望地区、栽培予定作物を記入の上、持参または郵送により申し込みください(同一住所・同一世帯での複数の応募はできません)。

**決定方法** 申し込みが区画数を超える場合は、抽選により決定します。※抽選結果などは4月中旬にお知らせします。

**申込期限** 4月10日(木)必着

**申問** 農林畜産課 ☎ 0176-51-6741

## 「とわだ産品販路開拓支援事業」 十和田市産原材料の商品を扱う 事業者の皆さんへ 商談会出展・催事出品を支援します！

**対象** 市内に住所または事業所などを有し、商品の製造・販売を行う個人・法人・団体

**支援内容** 本年度中に県外や国外の商談会または県外での催事(国内のみ)などに出席・出品する経費の一部補助

**補助金額** ▶商談会：対象経費の2分の1以内(上限30万円)

▶催事：対象経費の2分の1以内(上限15万円)

**申し込み方法(★)** 申請書に必要事項を記入の上、申し込みください。

**申込期間** 4月14日(月)～5月16日(金)

※申請後、審査を行い可否を決定します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**申問** とわだ産品販売戦略課

☎ 0176-51-6743

## シニア大学受講生募集

**とき** 4月～令和8年2月(月1～2回程度、主に火曜日の午前)

**ところ** 市民文化センター、志道館ほか

**内容** 講話、健康講座、軽スポーツ、野外学習など

**対象** 市内在住の60歳以上の人

**費用** 無料(内容に応じて実費負担あり)

※年間の日程や講座内容については、開講式当日にお知らせします。

### ◆開講式を開催します

**とき** 4月15日(火) 午前10時～正午(受付時間 午前9時30分～50分)

**ところ** 市民文化センター

**特別講座** 市民講師による落語

**申問** スポーツ・生涯学習課

☎ 0176-58-0186 FAX 0176-24-3954

## 電動式生ごみ処理機のモニター募集

生ごみ処理機で処理した生ごみは乾燥して軽量化し、ごみ捨ての負担を減らすことができます。家庭で、ぜひ、ごみの減量に取り組んでみませんか。

**対象者** 本市に住所を有し、居住している人

**申込期間** 4月1日(火)～11日(金)

**貸出機器** 温風乾燥式(屋内設置型)▶外形寸法：幅230×奥行270×高さ270mm▶本体重量：4.1kg▶貸出期間：4カ月以内▶貸出台数：5台(先着)

**申し込み方法** まちづくり支援課窓口にて電動式生ごみ処理機貸出申請書を記入

**持ち物** 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

※生ごみ処理機の電気代はご本人の負担となります。

※モニター終了後のアンケートにご協力をお願いします。

**申問** まちづくり支援課

☎ 0176-51-6726